

令和 7 年 5 月 1 4 日
電力・ガス取引監視等委員会

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について 経済産業大臣に建議しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について、経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 概要

当委員会では、小売電気事業及びガス小売事業における取引環境の変化等を踏まえ、下記の内容について、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方について、制度設計・監視専門会合で検討しました。

①電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得について

「電力の小売営業に関する指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」に、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法としては認められない旨を明記する。

②ガス開栓に係る取引環境の整備について

「適正なガス取引についての指針」に、ガス小売事業者から、需要場所においてガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において小売供給を行う、いわゆるワンタッチ供給を行う事業者に対して、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、誠実に対応することが望ましいことを明記する。

これらの内容について、第 568 回電力・ガス取引監視等委員会において審議を行った結果、関係する指針に関し、所要の制度的措置を図る必要があると認められることから、電気事業法第 66 条の 14 第 1 項の規定及びガス事業法第 180 条 1 項の規定に基づき、添付資料のとおり、経済産業大臣に建議しました。

2. 添付資料

[電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）](#)

（本発表資料のお問合せ先）

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、上木原、三鍋、嶋田
電 話：03-3501-1552（直通）